

「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX

かいてき
便り

平成 21 年 3 月 1 日発行

第56号

お知らせ

「指定基準及び介護報酬の改定に伴う加算の届出について」
「特定事業所集中減算の届出について」
「感染症の発生防止等について」
「事業者指定(居宅系)申請届出の受付窓口の移転について」
「社会福祉施設等の耐震化促進事業を実施します」
「利用者負担軽減制度について」
「自己点検表(居宅療養管理指導)を作成しました！」
「介護支援専門員等対象の研修会について」
「指定更新申請書を発送しました」

指定基準及び介護報酬の改定に伴う加算の届出について

お知らせ

指定基準及び介護報酬の改定に伴う加算の届出に関する具体的な手続きに関し、基準の詳細・添付書類等が明確になっておりません。詳細が決まり次第、改定の内容、手続きに関し必要な情報、新規加算様式、受付開始日等を「東京都介護サービス情報」に掲載しますので、お手数ですが、ご確認ください。また、通所サービスの事業所規模に係る届出についても同様となります。

なお、改定に伴う加算の届出の提出期限について、平成21年4月1日適用のための提出期限は、3月25日(水)東京都高齢社会対策部介護保険課介護事業者係宛に必着となりますので、速やかな対応をお願いします。

東京都介護サービス情報 > 平成21年4月介護報酬改定 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp>)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593・4274(通所サービス)

特定事業所集中減算の届出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業者は、居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最高である法人の名称等について記載した特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存する必要があります。いずれかのサービスについて、紹介率最高法人を位置付けた計画数の占める割合が90%を超えた場合はチェックシートを東京都に郵送してください。チェックシートの受付期間は平成21年3月1日から3月16日までです。なお、平成20年度後期より、「正当な理由の判断基準」について、一部変更しました。

< 郵送先 > 163-8001 新宿区西新宿2 - 8 - 1

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係あて

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準(20福保高介第1041号)

東京都介護サービス情報 > 厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等 > 特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL 03 - 5320 - 4593

感染症の発生防止等について

お知らせ

今般、平成21年2月に都内の複数の介護保険施設において食中毒とノロウイルスと思われる感染性胃腸炎の集団発生が続きました。発生防止等の情報について「東京都介護サービス情報」に掲載しておりますので、職員に周知徹底を図り、感染症の発生・まん延防止に向けた万全の取組を行うようお願いいたします。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html)

「介護保険事業所等における衛生管理等の徹底について」を参照ください。

事業者指定(居宅系)申請・届出の受付窓口の移転について

お知らせ

居宅サービス事業所の申請・変更等の受付・相談窓口が、平成21年4月より都から下記へ変更になります。

* (財)東京都福祉保健財団(仮称) 事業者支援部事業者指定室

(平成21年4月(財)東京都高齢者研究・福祉振興財団から名称変更予定) 平成21年4月1日、午後1時より窓口を開設

【所在地】東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ13階 【電話】03 - 5206 - 8752

なお、詳細はホームページ「東京都介護サービス情報」等で追って告知してまいりますのでご確認ください。

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

社会福祉施設等の耐震化促進事業を実施します

お知らせ

社会福祉施設等は、自力での避難が難しい方が多く利用する施設であり、また、その一部は地震発生時に被災者の受け入れ機能を果たすことなどからも、その耐震化を進めていくことは喫緊の課題となっています。

都では、施設利用者等の安全対策に万全を期すため、社会福祉施設等における耐震化状況調査を実施し、その結果を踏まえ、「東京緊急対策」を策定し、昭和56年以前の建物の耐震化(診断・改修)を推進します。

概要 (<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/taishin/index.html>)

【問い合わせ先】施設支援課施設整備係各担当

グループホーム、小規模多機能型、認知症通所介護 TEL 03 - 5320 - 4252

介護老人保健施設 TEL 03 - 5320 - 4266、その他 TEL03 - 5320 - 4265

利用者負担額軽減制度について

お知らせ

国制度の「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業」の経過措置分については、昨年6月のサービス提供分をもって事業が終了しています。報酬の請求が遅れ来年度以降となった場合、公費による助成を受けられなくなりますので、ご注意ください。

また、国制度の「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」と都制度の「介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度」については、今年4月からの介護報酬改定にあわせ、現在は25%の軽減率を28%に(老齢福祉年金受給者は50%から53%に)拡大する予定となっています。別途お知らせの文書をお送りする予定です。

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4291

『自己点検票』(居宅療養管理指導)を作成しました！

お知らせ

みなし指定事業者用『自己点検票』(居宅療養管理指導)を作成しました。医療機関又は薬局が医療保険の指定を受けた場合、介護保険法上自動的に介護保険の指定居宅サービス事業者の指定を受けたものとみなされます。これを「みなし指定」といいます。今回、みなし指定事業者用『自己点検票』(居宅療養管理指導：医科・歯科・薬科)を東京都医師会・東京都歯科医師会・東京都薬剤師会のご協力をいただいて作成し、適正な事務処理の点検に活用していただくよう平成21年2月2日に東京都国民健康保険団体連合会を通じて、居宅療養管理指導を請求している事業者に送付いたしました。訪問リハビリ・訪問看護(病院・診療所)の『自己点検票』については、後日作成のうえお知らせいたします。「自己点検票」は、福祉保健局のホームページに掲載してあります。

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/youkoutou/jikotenkenkaigo/index.html>) (14)~(16)

【問い合わせ先】指導監査部指導第三課介護機関指導係 TEL 03 - 5320 - 4284

介護支援専門員等対象の研修会について

お知らせ

「平成21年度介護報酬改定を考える」をテーマに講演とシンポジウムを開催します。

日時：平成21年3月21日(土) 10:00~15:30 (於：ヤクルトホール) 3月13日(金)申込締切

詳細は「東京都介護支援専門員研究協議会」ホームページをご覧ください。

(<http://www.5d.biglobe.ne.jp/CMAT/>)

指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成15年9月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を2月下旬に発送しました。提出期限は、**平成21年3月31日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成21年2月9日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03 - 5388 - 1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp